

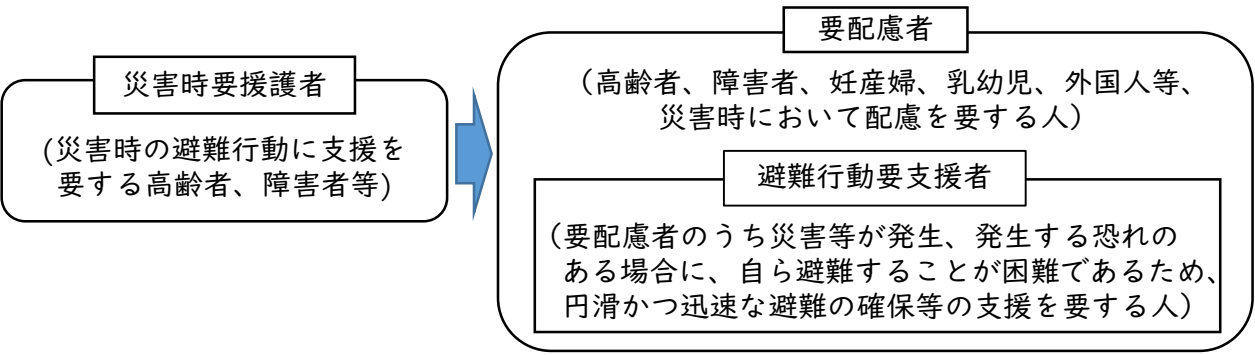
仙台市要配慮者避難支援プラン（全体計画）【概要版】

1. 総論

(1) 国の動向 ～災害時の犠牲者の多くが高齢者や障害者等だったことが課題に～

H17ガイドライン

H25災害対策基本法～



(2) 仙台市の取り組み

平成24年策定の「仙台市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」に基づき、「災害時要援護者情報登録制度」を実施

(3) プランの見直しについて

法改正等に伴い、必要な見直しを加えた上で、「仙台市要配慮者避難支援プラン（全体計画）」に名称を変更

(4) 新たなプランについて

自助・共助を基本とし、要配慮者への情報伝達や避難支援体制の整備による地域の安心・安全体制強化を目的とし作成

(5) 避難支援体制（自助・共助・公助の役割分担）

自助・共助・公助が一体となり協働で避難支援体制を構築するための役割分担を明記

2. 避難行動要支援者名簿

要配慮者のうち避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）を登載する名簿で、避難支援や平常時からの名簿を活用した避難訓練の実施といった、要支援者の生命又は身体の保護に必要な措置を実施するための基礎となるもの

(1) 名簿の対象者

自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする方として、下表の避難行動要支援者名簿（以下「新名簿」という。）の①から⑤のいずれかの要件に該当する在宅の方

○災害時要援護者情報登録制度と避難行動要支援者名簿の比較表

	災害時要援護者情報登録制度 (現行名簿)	避難行動要支援者名簿 (新名簿)
対象者の範囲	①要支援・要介護認定者 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 ③65歳以上で一人暮らしや高齢者のみの世帯等 ④上記①～③に準ずる又は病気等により地域の支援が必要な方	①要介護3～5認定者 ②身体障害者手帳1・2級所持者 ③療育手帳A所持者 ④精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ⑤その他支援が必要な方 (上記①～④の要件に準じて災害時に自力避難が困難であると市長が認めた方)
登録方法	本人等の申請	①～④…該当する方を自動的に登載 ⑤…本人等の申請

(2) 対象者の把握

新名簿の①から④の要件に該当する方の情報は、市が把握する福祉情報を基にいわば自動的に抽出。⑤の要件に該当する方は、本人や地域団体による市への申請を基に把握

(3) 名簿の共有

○平常時より、避難支援等関係者（※）に共有することについて、市が要支援者等に同意確認を実施。同意を得られた場合、支援体制づくりへの活用を目的として地域団体をはじめとする避難支援等関係者に名簿を共有

(※) 消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、町内会、自治会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者

○災害時に要支援者の保護に特に必要と判断した際、市は未同意者を含めた名簿を避難支援等関係者へ共有

(4) 名簿の情報管理

個人情報の取り扱いに関するルールを定め、適切に管理

(5) 名簿の更新

新名簿の①から④の要件に該当する方の情報は年に1回程度情報を更新。⑤の方は申出の都度登載・更新

※災害時要援護者情報登録制度は避難行動要支援者名簿へ段階的に移行し最終的に統合予定

3.個別避難計画

要配慮者のうち要支援者を対象に、避難に関する支援者や方法、避難経路、避難時に必要な配慮等の避難支援に必要な情報をあらかじめ記載した一人ひとりの避難計画

(1) 個別避難計画の作成

- 新名簿の登載者のうち、特に優先度の高い方から市が作成を推進
- 作成にあたっては、新名簿の情報や要支援者等が提供する情報を収集・利用
- 市は、避難支援が法的な義務や責任を伴わず必ず保証されるものではないことを周知

(2) 避難支援等実施者の確保

避難支援等実施者（※）は、家族や地域の関係団体等の信頼関係を築きやすい方に依頼

（※）[災害対策基本法] 避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る要支援者について避難支援等を実施する者

(3) 信頼関係の構築

要支援者や支援者は、相互の日常的なコミュニケーションや地域との協力関係作りを行う中で信頼関係を構築

(4) 避難支援の方法

支援者は、自身の安全確保を最優先の上、個別避難計画に基づいて可能な範囲で要支援者の避難支援（※）を実施

（※）要支援者への情報伝達、安否確認、避難誘導、救護の要請等

(5) 個別避難計画の共有

- 災害の発生に備え、平時より支援者に共有することについて同意確認を実施
- 災害時に要支援者の保護に特に必要と判断した際、市は未同意者を含めて個別避難計画を避難支援等関係者へ共有

(6) 個別避難計画の情報管理

個人情報の取り扱いに関するルールを定め、適切に管理

(7) 個別避難計画書の更新

情報に変更が生じた際、適宜情報を更新

(8) 取り組みの促進等

地域での説明や関係団体との連携など、計画作成が円滑に進むよう市が支援

4.避難情報の発令及び伝達方法

(1) 市からの情報伝達

地域団体の協力も得ながら、テレビやラジオ、インターネット、「せんだい避難情報電話サービス」等の各種情報媒体を通じて要配慮者に情報を伝達

(2) 支援者等における情報伝達

各種情報媒体より情報を収集し、入手した情報を速やかに要配慮者へ伝達できるよう、平時からの情報ネットワークづくりに努める

5.避難所における支援

(1) 指定避難所等における支援

- 市は、要配慮者の視点に配慮した避難所設備等の整備に努める
- 避難所の運営関係者は、要配慮者が避難生活を送る際の環境整備について十分考慮

(2) 指定福祉避難所における支援

- 指定福祉避難所は、あらかじめ受入対象者を特定し、特定された要配慮者とその家族のみが直接避難できる避難所
- 市は、一定の基準に適合し同意が得られた施設について、指定福祉避難所として指定

(3) 協定福祉避難所における支援

- 協定福祉避難所は、心身の健康状態や障害等により指定避難所での生活継続が困難な要配慮者を二次的に受け入れる避難所
- 市は、福祉施設等と福祉避難所としての協定を締結

6.普及啓発等

(1) 災害ハザードマップ等の活用

各種災害ハザードマップについて、市は「せんだいくらしのマップ」や「仙台防災ハザードマップ」等により周知啓発を実施。地域団体は、それらを活用し要配慮者の支援体制づくりを推進

(2) 「マイ・タイムライン」の活用

市は、大雨・台風による災害に備えた家族一人ひとりの避難計画である「マイ・タイムライン」の周知啓発に努める

(3) 避難訓練の実施

地域全体でサポートする体制づくりのため、要配慮者や支援者、地域団体等は、地域の防災訓練に参加し、顔の見える関係づくりや連携を確認

7.妊産婦、乳幼児及び外国人への対応

(1) 妊産婦・乳幼児への対応について

市は、「妊産婦・乳幼児に対する支援のポイント（避難所運営者・支援者向け）」を周知するほか、周産期福祉避難所の運営体制を構築

(2) 外国人への対応について

市は、大規模災害時に仙台市災害多言語支援センターを設置。災害時言語ボランティアとともに避難所等で必要な情報を多言語で提供し、相談にも対応する